

学校給食停止の可能性がある場合やその際の対応について

川崎市では、安全・安心な学校給食を児童生徒等に提供するため、日々厳格な品質 管理や食品衛生管理等を徹底し、学校給食の安定的な提供に努めているところです。

しかしながら、新型コロナウィルス感染症の拡大等の緊急事態により給食の調理が 困難となるなど、やむを得ず学校給食を停止する場合もございます。その際、保護者等 の皆様には、可能な限り授業の休止とならないよう弁当持参のお願いや、小学校や 特別支援学校幼稚部・小学部においては、午前の授業等で終了する場合、児童等のお迎 えをお願いすることもございます。

つきましては、保護者等の皆様にあらかじめご理解・ご協力をいただきたく、 学校給食停止の可能性のある場合やその際の対応につきまして、以下のとおり、 お知らせいたします。

なお、学校給食停止と判断した場合は、学校より文書やメール等にてご連絡をさせていただきます。

1 学校給食停止の可能性がある場合 (主なケース)

- ・複数の給食調理員が新型コロナウィルス感染症に感染するなどの事由により 給食の調理が困難となった場合
- ・学校設備や調理機器の故障、火災などにより給食の調理が困難となった場合
- ・地震等による水道の断水やガスの供給中止などにより給食の調理が困難となった 場合
- ・自然教室などの学校行事が延期(中止)となった場合

2 学校給食停止時の対応

• 弁当持参

上記の事態が発生し、事前に学校給食停止と判断した場合

・児童等のお迎え(小学校及び特別支援学校幼稚部・小学部の場合) 上記の事態が発生し、急きょ、学校給食停止と判断し午前の授業で終了する場合 * 状況に応じて学校長の判断により、災害用備蓄食を提供する場合もございます。

【問合せ先】

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 岩丸

電 話 044-200-1309

FAX 044-200-1810